



にぎわい振興事業補助金のご案内

1 概要

海老名市のにぎわい振興並びに市民、関係団体及び事業者のにぎわい振興に関する取組への参画及び協力の促進を図るため、補助金を交付します。



2 対象事業

次の要件を全て満たす事業が、補助の対象です。

- (1) 海老名市内で行われる催し物
- (2) 市のにぎわいを振興させる事業
※視覚的に外から催し物が行われていることがわかり、その場で当日に参加できる事業が対象
- (3) 市民の地元に対する認識を新たにし、市内に居住すること、市民であることの誇りにつなげる事業
- (4) 市の商業、工業、農業等の産業及び歴史、文化、伝統、市民生活等に根差す地域の様々な資源を活かし、市の魅力を高める事業
- (5) 広く周知され、誰もが参加できる事業
※一部の自治会掲示板や回覧板のみでなく、ホームページやSNS、フリーペーパー等で市内の誰もが知ることができるよう周知してください。
- (6) 当該年度内に完了する事業
- (7) 総事業費は、概ね40万円以上の事業

3 対象団体

次の要件を全て満たす団体が、補助の対象です。

- (1) 自らが事業主体となる団体
- (2) 5人以上で構成されている団体
- (3) 団体構成員の過半数が市内在住者、在学者又は在勤者である団体
- (4) 企画した事業全体を完了まで責任を持って実施できる団体
- (5) 暴力団体又はそれらのものと密接な関係を有しない団体
- (6) 市税の納税義務者である団体については、市税に未納がない団体



4 補助金の額

補助額…上限100万円 補助率…補助対象経費の10分の10以内
※上記の補助額、補助率はあくまでも上限であり、事業内容によって4分の3、2分の1、3分の1等異なります。

5 申請

申請前に事前相談を行います。まずは担当課へお問合せください。

地域のイベント等に
ぜひご活用ください♪



みんなでえびなを
盛り上げよう!

【お問い合わせ】
海老名市商工課 にぎわい振興係
046-235-8439 (直通)